

監査結果報告書

愛知県知事

大村秀章様

社会福祉法人名古屋ライトハウス定款第13条第2項の規定に基づき、平成26年度の理事業務の執行状況、並びに法人の財産の状況について、法人本部事務局長、会計責任者、出納責任者立ち会いのもとに監査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

- (1) 事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、当法人の事業の執行状況を正しく示している。
- (2) 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当法人の財産を正しく示している。
- (3) 貸借対照表と収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当法人の資産と負債、収入と支出の状況を正しく示している。
- (4) 理事の業務執行状況は法令及び通知に従い、適正に行われている。

以上、平成26年度の社会福祉法人名古屋ライトハウスの事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、適正と認めます。

平成27年5月13日

監事

木村 剛



監事

堤 忠章

